

今回は、商標についてのお話です。

●商標とは

商標とは、商品やサービスを表すものとして使用される文字、図形、記号（色彩を含む）、つまり、名称やマークのことです。

商品を売るとき、単に「米」として売るより、特定の名前、たとえば「白雪姫」などの名前をつけて売ることが、インパクトがあつて消費者にも覚えてもらいやすいです。し、ほかの商品と区別することが出来ます。そして、それらの商品が品質のよいものとして評価されれば、ブランドとしての価値が確立され、その名称やマークの商品は、他の商品に比べて付加価値のあるものとして市場に出すことができるようになります。

他方、このようにブランドとしての価値が確立された商品の名称やマークは、同じような商品を提供する他の業者から、真似されたり、紛らわしい名前を勝手につけられたりして、消費者が混同してしまうこともあります。

すると、本来ならば100個売れるはずなのに、30人の消費者が、間違えて「ニセモノ」を買ってしまうと、70個しか売れなくなってしまうのです。

また、「ニセモノ」を買った消費者が、たとえば、「白雪姫」という名前のお米はおいしくない！」などと誤解してしまうこともありえます。

そのようなことが起きないように、いくつかの法律が、商品名やマークの使用権を保護しています。

●商標法

まず、代表的なものとして、商標法があります。

商品名やマークを特許庁に登録することによって、「登録商標」としての保護を受けることができます。

商標を登録するには、名称（たとえば「白雪姫」）やマーク（ロゴなど）のデザインと、それらを使用する特定の商品（たとえば「米」）を指定する必要があります。

商標を登録することによって、同じ商品または類似の商品に、同じまたは似たような名前やマークを付けて販売している業者に対して、商標権の侵害を理由に、損害賠償の請求をしたり、その名称の使用をやめるよう請求したりすることができるようになります。

ただし、一般的な名称は商標登録できません（たとえば「米」「新潟米」など）。

また、その登録商標を登録する前から別の人が同じ商標を使用しており、広く知られている（周知性がある）と認められる場合には、商標権侵害の主張をすることができません。

●不正競争防止法

不正競争防止法という法律によっても、商標が保護されています。

不正競争防止法では、特別な登録手続などをしていない名称やマークであっても、著名なもの、すでに広く知られているものと認められれば、保護されます。

不正競争防止法による保護には、2段階あり、まず、「著名」なものと同認められれば、同一、もしくは類似の商品に限らず、

全く別のカテゴリーに属する商品であっても、その名称を使うことが許されません。「著名」とまで行かなくても、「周知」である、広く知られているとされた場合には、その名称と「混同」するような形で同じ名称を使うことができません。具体的には、同じ業種、似たような商品で同じ名称を付けることができないほか、必ずしも業種、商品が同じでなくても、使用が禁止される場合もあります。

たとえば、「ソニー」という会社の名前はよく知られていますが、ほかの人がソニーという名称を自分の商品やサービスにつけると、ソニーから訴えられる場合があるということですが、「ソニー」の名称は全国的に「著名」といえるでしょうから、業種が競合しないからといって、「ソニー」という名前のお米を売り出すと、やはり訴えられるかもしれない、ということですが。

「著名」というためには、通常、日本全国でよく知られていることが必要ですが、「周知」というためには、特定の地域でよく知られている、というだけでも十分です。

ただし、その場合には、その商品名が「周知」ではない地域においては、同じ名称を使うことが出来ます。つまり、「白雪姫」という名称が北海道でだけよく知られているとすると、ほかの地域で同じ名称を使うことはできるのです。

このあたりの具体的な判断は、最終的には裁判所にゆだねられますので、訴訟を提起したところ、当初の予測とは違い、著名性や周知性、混同が認められない場合もあります。

不正競争防止法による
商標保護のポイント



●種苗法

また、種苗法という法律があります。品種改良などによって生まれた新しい品種を登録する制度についての法律です。

種苗法によって品種登録されている新品種の名称は、ほかの人が商標として登録を申請しても、登録できません。逆に、すでに商標登録されている名称についても、ほかの人が新品種の名称として品種登録することができません。

法人協会ニュース

使ってください
法人協会

◎食品あんしん制度のご案内

加入者が製造・加工販売する食品（農産物）について、異物混入等の瑕疵が生じ、消費者に食中毒等の身体障害を発生または発生させる恐れが生じた場合に負担が求められる法律上の賠償責任や各種の費用損害に対し、保険金をお支払いする当協会の会員向けの制度です。

食に対する安心・安全がさげられる昨今、もしもに備えてこの制度へのご加入を検討されてはいかがでしょうか。ご案内のFAXは2月26日（木）送信予定です。ご興味をもたれた方は同送の「申告書1」にご記入の上、FAXにてご返送ください。すぐに掛け金の見積もりをお出しします。ご検討よろしくお願致します。（担当：佐伯）

■「新・農業人フェア04in東京」開催

2月21日、東京・新宿NSビルにて、「新・農業人フェア04in東京」が開催され、全国から54の法人が出展し、約650人の来場者で賑わいました。ご参加いただいた皆さま、お疲れさまでした。今回のフェアにおいての出会いが、今後の皆さまの人材確保と繋がっていきますようお願いしております。

■総会「委任状」送付のお願い！

来る3月11日の「第10回総会」には、過半数の会員のご出席（委任状でも可）を必要としています。ご参加いただけない会員の方は「委任状」をFAXにてお送りいただきますようお願い申し上げます。

「AgriBusiness 経営塾」187号

2004年2月26日発行

発行：
社団法人 日本農業法人協会
東京都港区虎ノ門1-25-5
虎ノ門34MTビル
〒105-0001

Tel : 03-5156-0365

Fax : 03-5156-0366

E-mail : hojin@nca.or.jp

URL : http://www.hojin.or.jp/